

○山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和7年3月31日

告示第88号

山梨市峡東圏域地域生活支援拠点事業実施要綱（平成30年山梨市告示第100号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項の規定に基づき、山梨市、笛吹市及び甲州市（以下「峡東圏域」という。）において地域生活支援拠点等を整備する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、山梨市とする。ただし、市長は、事業の一部又は全部を、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる。

（事業内容）

第3条 地域生活支援拠点等事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化並びに親亡き後の生活を見据えつつ、障害者等の地域生活を支援するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機能を整備し、かつ、その充実を図るものとする。

- (1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助

等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第4条 市長は、前条の機能の全部又は一部を地域において担い実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録するものとする。

2 前項の規定による登録を受けようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定するとともに、地域生活支援拠点等事業への参画体制について市長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議により合意形成が図られた事業者は、地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に、運営規程を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは拠点事業所として登録の上地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときは地域生活支援拠点等事業所登録却下通知書（様式第3号）によりその理由を付して、申請があった事業者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により登録した事業所について、事業者の名称、事業所の名称及び所在地、連絡先並びに実施する事業等の公表を行うとともに、峡東圏域の構成市に対し、前項の決定通知書の写しを送付するものとする。

6 第2項から第4項までの規定にかかわらず、峡東圏域の構成市から決定通知書の写しを送付されたときは、当市においても拠点事業所として登録したものとみなす。

(地域生活支援拠点等事業所の変更)

第5条 前条第1項の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、その内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第4号）に運営規程を添えて、市長に提出しなければならない。

(地域生活支援拠点等事業所の廃止等)

第6条 登録事業者は、事業を廃止し、又は休止するときにあつてはその1月前までに、事業を再開したときにあつては再開後10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号）に運営規程を添えて、市長に提出しなければならない。

(地域生活支援拠点等事業所の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が偽りその他不正の手段により地域生活支援拠点等事業所の登録を受けたときは、その登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第6号）により登録事業者に通知しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、第2条の規定により委託を受けた事業者及び登録事業者（以下「事業者等」という。）に対し運営状況に係る報告を求め、又は必要に応じて運営状況に係る調査を実施することができる。

(地域生活支援拠点等事業に置かれる会議)

第9条 地域生活支援拠点等事業を総合的かつ効果的に推進するため、地域生活支援拠点等に全体会議、定例会議及び推進会議を置く。

2 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(遵守事項)

第10条 市及び事業者等は、地域生活支援拠点等事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 事業者等は、障害者等に対して適切な支援を提供できるよう、事業に従事する者の勤務体制、勤務環境等を整えるよう努めるものとする。

3 事業者等は、実施した地域生活支援拠点等事業に関する記録を整備し、当該事業が終了した日の属する年度の末日から5年間保存するとともに、市長から求めがあった

ときは、これを提出しなければならない。

- 4 事業者等及びその従事者は、正当な理由なくその職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。事業者等及びその従事者がその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

山梨市長 様

申請者 所在地
 事業者名
 代表者名

地域生活支援拠点等事業所登録申請書

次のとおり地域生活支援拠点等事業所として登録を受けたいので、山梨市峡東圏域
 地域生活支援拠点等事業実施要綱第 4 条第 3 項の規定により、申請します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話： FAX： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点等 として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	
添付書類	運営規程の写し

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

年 月 日付けで申請があった地域生活支援拠点等事業所の登録について、山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話： FAX： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点等 として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	

様式第 3 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

地域生活支援拠点等事業所登録却下通知書

年 月 日付けで申請があった地域生活支援拠点等事業所の登録について、山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり却下したので通知します。

却下の理由

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

山梨市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名

地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日付け 第 号で登録を受けた地域生活支援拠点等事業所について変更があったので、山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容(変更後の内容を記入)

変更年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話： FAX： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点等 として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
備考	
添付書類	運営規程の写し

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

山梨市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名

地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日付け 第 号で登録を受けた地域生活支援拠点等事業所の廃止・休止・再開について、山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止・休止・再開内容

廃止・休止・再開日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話： FAX： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
廃止・休止・再開する理由	
添付書類	運営規程の写し

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で登録した地域生活支援拠点等事業所について、その登録を取り消したので山梨市峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消年月日

2 取消理由

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)